

リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議の設置について

令和7年10月31日決定

令和7年12月22日改訂

リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議

1. 設置趣旨

近年、リチウムイオン電池の使用時・廃棄時の火災事故が頻発しており、その対策が急務となっている。

リチウムイオン電池は、小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、パソコンやスマートフォンのほか、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、携帯用扇風機など、日常生活で身に着け、持ち歩く様々な製品に使用されている。

一方、不適正な製品や、過充電、高温化での保管、強い衝撃による故障等により、発熱・発火等の事故情報が寄せられている。また、適切な分別がされず、他の廃棄物に混入することにより、ごみ収集車両や廃棄物処理施設等においても火災事故が頻発している。

こうしたリチウムイオン電池対策に関しては、火災事故の防止を所管する消防庁、廃棄物処理を所管する環境省など、関係する省庁がそれぞれの立場で対策を講じてきたところであり、一般消費者をはじめとする国民に対してリチウムイオン電池の火災防止を効果的に働きかけていく必要がある。

また、リチウムイオン電池には有用金属等が含まれており、使用済みとなったりチウムイオン電池の再資源化、さらにはその再利用を推進し、国内における資源循環を構築することにより、我が国の経済安全保障・産業競争力の強化に繋げていく必要がある。

このため、リチウムイオン電池による火災の発生防止及びリチウムイオン電池に関する資源循環の構築に向け、関係省庁が緊密な連携を図りつつ必要な対応を検討し、総合的な対策を実施するため、「リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成員

別紙のとおりとする。なお、今後、必要に応じ、構成員を追加する可能性がある。

3. 議事等

- 議事は非公開とする。会議終了後、要旨を公開する。
- 連絡会議の事務は、関係行政機関の協力を得て、総務省消防庁、経済産業省及び環境省において処理する。

別紙 リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議 構成員

消費者庁 消費者安全課長

総務省 消防庁 予防課長

経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課長
GX グループ 資源循環経済課長

国土交通省 大臣官房参事官（運輸安全防災）
大臣官房危機管理官

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課長
廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制担当参事官